

インバウンド向け商材動画制作業務委託仕様書

1 業務名

インバウンド向け商材動画制作業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

3 業務の目的

本事業では滋賀県内の観光関連事業者が提供する体験型観光コンテンツや地域資源を対象とした動画コンテンツを制作し、海外市場向けプロモーション素材として活用可能な映像を整備することで、本県観光の魅力発信および訪日外国人観光客の来訪意欲の向上を図ることを目的とする。

4 業務内容

事業の目的を達成するために、下記(1)~(5)の業務を実施する。本業務の実施にあたっては、(公社)びわこビジターズビューロー（以下「ビューロー」という。）と調整しながら進めること。

(1) 動画制作に係る企画・構成

- ・受託者は、本業務の目的およびターゲット市場を踏まえ、動画制作に係る企画および構成を作成すること。
- ・企画・構成にあたっては、欧米豪市場における訪日旅行者の関心や旅行スタイルを考慮し、滋賀県の観光資源の魅力が効果的に伝わる内容とすること。
例：
 - ・地域文化や生活を体験できる観光コンテンツ
 - ・自然景観や地域資源を活かした観光体験
 - ・地域の人々との交流や地域ならではの魅力
 - ・食文化や地域特産品
- ・動画は単なる観光地紹介に留まらず、訪日外国人が滋賀県を訪れて体験する旅の流れや地域の魅力を感じられるストーリー性を持たせた構成とすること。
- ・企画・構成の作成にあたっては、ビューローと協議を行いながら決定すること。

(2) 撮影対象コンテンツの選定および調整

- ・受託者は、滋賀県内の観光資源の中から、インバウンド誘客に資するコンテンツを選定し、動画撮影を実施すること。
- ・対象とするコンテンツは、次に掲げる観光資源を基本とする。

- ①自然景観
- ②体験型観光コンテンツ
- ③伝統文化および歴史資源
- ④食文化および地域特産品
- ⑤地域の生活文化や人との交流
- ⑥その他

- ・撮影対象については、ビューローと協議のうえ決定するものとし、必要に応じて観光関連事業者との連絡調整を行うこと。
- ・撮影に必要な許可取得、日程調整、出演者調整等についても、受託者において実施すること。

(3) 動画制作

受託者は、企画内容に基づき、次の動画を制作すること。

①長尺動画

制作本数：1本

想定尺：2分～3分程度

- ・滋賀県の観光資源の魅力を総合的に紹介する動画とし、欧米豪市場に向けたプロモーション素材として活用可能な内容とすること。
- ・動画制作にあたっては、訪日外国人旅行者の視点を取り入れ、観光コンテンツの体験や地域の魅力を実際の旅行体験として感じられる構成とすること。
- ・海外プロモーションに適した映像表現、編集および構成とすること。

②リール動画（短尺動画）

制作本数：4本

想定尺：15秒～30秒程度

- ・SNS等での情報発信を想定した短尺動画を制作すること。
- ・欧米豪市場に訴求力の高い観光資源をテーマとし、視覚的に訴求力の高い映像構成とすること。
- ・短時間で滋賀県の魅力が伝わる内容とし、SNSにおける拡散性および視聴継続率を意識した編集を行うこと。

(4) 動画制作に係る撮影および編集

- ・受託者は、動画制作に必要な撮影および編集業務を実施すること。
- ・業務内容は次のとおりとする。

- ①撮影計画の作成
- ②撮影機材の準備
- ③現地撮影

- ④ 映像編集
- ⑤ 音声編集
- ⑥ テロップ制作
- ⑦ BGM および効果音の挿入
- ⑧ 色調整および映像補正

- ・撮影および編集にあたっては、海外向け観光プロモーションとしての視覚的訴求力を意識した映像表現とすること。
- ・スマートフォンでの視聴環境を考慮した画角、テンポおよび編集とすること。
- ・制作した動画について、SNS による情報発信、海外向け広告、海外旅行会社への営業ツール、旅行博・観光商談会等での活用およびインバウンド向け観光ウェブサイトへの掲載等を想定し、各媒体での利用が可能な形式および解像度で納品すること。
- ・今後のプロモーションで編集や二次利用を行えるよう、必要に応じて編集可能なデータについても納品すること。

(5) 多言語対応

- ・制作する動画は、欧米豪市場向けの情報発信を想定し、英語による情報発信が可能な内容とすること。
- ・英語字幕または英語ナレーション等を用い、外国人視聴者が内容を理解しやすい構成とすること。
- ・字幕やテロップについては、視認性の高い表示とすること。

5 成果物

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出すること。

- (1) 納品物 ・業務実施報告書
 - ・長尺動画 1本
 - ・リール動画 4本
 - ・動画データ一式

(2) 納品期限 令和8年10月30日(金)

(3) 納品場所 公益社団法人びわこビズターズビューロー

なお、実績報告書には下記①から②までの内容を含むこと。

- ① 業務概要(業務名、目的、業務期間等)
- ② 業務実施結果および成果

6 提案に含むべき事項

- ・各業務の具体的な手法、市場分析結果、期待される実施結果を明記すること。

- ・各業務の全体スケジュールを提案すること。
- ・業務担当者との連絡手段等を示すこと。

7 業務運営および管理に係る重要事項

- ・本業務の実施に係る手続において使用する言語および通貨は、日本語ならびに日本国通貨に限ること。精算においては日本国内の口座への振込の形とし、現地金融機関への外貨送金の類は実施しない。
- ・実施体制を明確にすること。
- ・本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務内容および各業務のスケジュールや進歩進捗を行うための実施計画を作成すること。
- ・当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。
- ・本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により BVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- ・受託者自らが事務局を設置し、業務の運営および管理の一切の取りまとめを行うこと。
- ・参考見積およびその内訳について、項目・単価等を具体的に明記した積算内訳を作成すること。
- ・上記積算内訳を作成する際は、人件費や企画費、一般管理費などは、材料費や出稿料、各種データ費、レンタル経費等の実費と必ず区分すること。
- ・本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、より良い手法、技術又はアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- ・別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守し、本業務において知り得た事項については全て、業務終了後においても他に漏らしてはならないこと。
- ・本業務における、成果物の所有権および著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）は、全てビューローに帰属すること。
- ・本業務の実施に当たり作成された書類・データの使用、保管にあたっては、紛失・漏洩等が生じないよう厳重に管理すること。
- ・本業務の実施にあたり、この仕様書に定めのない事項や細部の業務内容に疑義が生じた場合には、その都度、ビューローと協議の上、業務を遂行すること。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、滋賀県個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、(公社)びわこビズターズビューロー（以下「ビューロー」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、ビューローの書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、ビューローが求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、ビューローの書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、ビューローの書面による承認があるときは、この限りでない。なお、ビューローの承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、ビューローの指示に従い、ビューローに返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

ビューローは、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちにビューローに報告し、ビューローの指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

ビューローは、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

ビューローは、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、ビューローはその責めを負わないものとする

インバウンド向け商材動画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

インバウンド向け商材動画制作業務

(2) 業務の内容

別紙インバウンド向け商材動画制作業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

業務契約締結の日から令和8年（2026年）10月30日（金）までの期間とする。

(4) 予定価格

本業務の予定価格は、2,700,000円（消費税および地方消費税を含む）以内とする。

2. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者としてします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（企画提案に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 企画提案に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

3 企画提案の実施手順

(1) 実施要領等の交付

ア 交付期間

令和8年(2026年)5月8日(金) 17時まで

イ 交付方法

下記に示す場所における交付または『滋賀県観光情報』ウェブサイト（観光関連事業者版）のTopicsからダウンロード。

滋賀県観光情報ウェブサイト：<http://www.biwako-visitors.jp/corp/>

ウ 交付場所

公益社団法人びわこビジターズビューロー

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21（6階）

Tel：077-511-1535 Mail:yamamoto@biwako-visitors.jp

(2) 質問の受付および回答

ア 質問の受付期間

実施要領等の交付開始から令和8年(2026年)5月8日(金)17時まで

イ 受付方法

質問は、電子メールにて行うこと。様式等は問わないが、質問者および質問内容は明確にすること。併せて電子メールの送信後は、受信確認のため必ず電話で確認すること。なお、電話および口頭による問合せは受け付けない。

ウ 提出先

「3(1)ウ」に同じ

エ 質問に対する回答

期間中に提出された質問を取りまとめて、令和8年(2026年)5月12日(火)17時までに、申込者全員に電子メールにて回答する。

ただし、質問内容によっては回答しない場合がある。また質問者に関する情報は回答に含めない。

(3) 参加申込書の提出

企画提案への参加希望者は、別紙様式3「インバウンド向け商材動画制作業務委託公募型プロポーザル参加申込書」を作成し提出すること。

ア 提出期限

令和8年(2026年)5月15日(金)17時まで

イ 提出方法

電子メールによる。併せて電子メールの送信後は、受信確認のため必ず電話で確認すること。

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

ウ 提出先

「3(1)ウ」に同じ

(4) 企画提案書等の提出

企画提案への参加希望者は、「インバウンド向け商材動画制作業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」(以下、「企画提案書作成要領」という。)、および「仕様書」に基づき企画提案書と経費見積書(様式任意)を作成し提出すること。

ア 提出期限

令和8年(2026年)5月22日(金)17時まで

イ 提出方法(①②いずれも必ず提出すること)

①正本1部、副本4部

持参(平日の午前9時から午後5時まで)または郵送による。郵送の場合は、差し出しおよび受領の方法が残る方法(簡易書留郵便など)を用いること。

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

※企画提案書については、「企画提案書作成要領」に基づき、任意の様式にて各者1案を作成し、提出すること。

②電子データ

正本の企画提案書の電子データをPDF形式で提出すること。

ウ 提出先

「3（1）ウ」に同じ

(5) 審査

ア 審査概要

公益社団法人びわこビジターズビューローが設置する審査会において、企画提案書の内容を審査し、最も優秀と認められる提案者を業務委託候補者に選定する。

審査は、「審査基準」に基づき、プレゼンテーションにより行うこととする。審査会の日程予定については、参加申込者に別途通知する。

イ 審査基準

別表参照

4. 契約予定者の決定方法

審査会において、審査基準に基づき企画提案書等の審査を行い、本業務の委託候補者を決定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

また、採用が決定した者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

5. 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

候補者の決定後、速やかに契約を締結する。

(2) 提案内容の修正等

本提案書は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、内容、経費等については、再度調整を行った上、契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

ア 応募者が2の参加資格の要件を満たすと偽った場合または参加資格を満たさなくなった場合

イ 仕様書に記載する要件を満たさないことが判明した場合

ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

エ 滋賀県による交付決定が得られない場合

6. その他

(1) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は不可とする。

(2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格とする場合がある。

(3) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。

(4) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書は返却しない。

7. 問合せ先

公益社団法人びわこビジターズビューロー 海外誘客部（担当：山元）

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21（6階）

Tel：077-511-1535 Fax：077-526-4393

メールアドレス：yamamoto@biwako-visitors.jp

インバウンド向け商材動画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領 別表「審査基準」(公開)

仕様項目	評価項目	評価の観点	配点	項目合計配点
1 基本要件(参加者評価)	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的を達成するために十分な人員体制を有し、業務期間中、確実に事業を実施できる体制となっているか ・企画提案を効果的に実施できる技能等を有するスタッフが配置され、必要に応じて第三者との連携体制が整っているか 	10	20
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に生かされることが期待できるか 	10	
2 企画提案事項	動画制作に係る企画・構成	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的および趣旨を十分に理解した提案となっているか ・欧米豪市場の旅行者の嗜好や旅行動向を踏まえた内容となっているか ・滋賀県の観光資源の魅力を効果的に伝える企画となっているか ・訪日外国人が滋賀を訪れて体験する旅のストーリーを感じられる構成となっているか ・動画の活用方法を踏まえた実効性の高い企画となっているか 	10	80
	撮影対象コンテンツの選定および調整	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド誘客に資する観光コンテンツが適切に選定されているか ・滋賀県の地域資源や魅力を効果的に伝える内容となっているか ・欧米豪市場の旅行者に訴求力のあるコンテンツとなっているか ・撮影対象施設や事業者との調整方法が現実的かつ実施可能な内容となっているか 	10	
	動画制作	<ul style="list-style-type: none"> ・動画の構成およびストーリー性が魅力的であるか ・海外向け観光プロモーションとして訴求力の高い内容となっているか ・SNSやプロモーションでの活用を意識した動画構成となっているか ・長尺動画およびリール動画の役割が適切に整理されているか 	10	
	動画制作に係る撮影および編集	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影方法や映像表現が魅力的であるか ・編集方法や演出が視覚的に訴求力の高い内容となっているか ・海外向け観光動画として適切な映像表現となっているか ・業務実施体制および制作スケジュールが現実的かつ実行可能であるか 	10	
	多言語対応	<ul style="list-style-type: none"> ・英語字幕または英語ナレーション等が効果的に活用されているか ・外国人視聴者にとって理解しやすい表現となっているか ・海外市場への情報発信として適切な言語表現となっているか 	10	
	経済性	見積価格は適正であるか	10	
	企画全体	作成した動画によって本県への誘客促進、観光消費の更なる拡大を見込める内容となっているか	20	
	合計			

インバウンド向け商材動画制作業務委託 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

公益社団法人びわこビジターズビューローが実施する標記業務に関し、企画提案参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

1. 提出書類

企画提案書は、正本1部（押印した原本）、副本4部を持参または郵送するとともに提案書のデータを電子メールでPDF形式により提出すること。

提案の内容はわかりやすいものとし、専門的な用語の乱用は避け、必要により用いる場合は極力、注釈等を入れること。

2. 作成要領

(1) 表紙

表紙は、別紙様式1、様式2に必要事項を記載して提出する。（様式1、2は企画書のページ数としてはカウントしない。）

(2) 企画書

企画書のページ上限は、最大20ページ（A3版は2ページとして計算する。見積書はページ数に含めない。）とし、ページ番号を必ず付与すること。図表等についてはA3版を使用してもよいが、その場合は、A4版に折り込んだ状態とし、全体でA4版の冊子とすること。

様式・記載事項は任意とするが、視認性に配慮し、次の項目については必ず記載すること。

ア 提案内容

業務委託仕様書に基づく提案

「インバウンド向け商材動画制作業務委託仕様書」に基づいて、本業務に対する提案者の取組方針、企画内容（必須記載内容は以下参照）、業務の進め方、全体の業務推進スケジュール等について具体的に明記し、提案者の業務手法および優位性などの提案をわかりやすく行うこと。

◇必須記載内容

- (1) 動画制作に係る企画・構成
- (2) 撮影対象コンテンツの選定および調整
- (3) 動画制作
- (4) 動画制作に係る撮影および編集
- (5) 多言語対応

イ 業務の推進体制

業務実施にあたり、業務全体の管理者およびその他業務従事者について、そ

の配置や業務内容等を記載すること。また、契約後の主担当予定者を明記すること。

ウ 類似業務等の実績

本業務と同種、同規模の業務実績を記入すること。実績は過去5年以内の業務とし、発注先と事業名称、実施時期、実施概要、事業金額等を最大10件までを一覧表にまとめること。必要に応じて発注先に確認する場合がある。
(自治体、DMO（または観光協会）、民間企業をそれぞれ記載すること)

エ 作成上の注意点

- ・提案事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。但し、正本については、企業名等を表記すること。
- ・別紙様式1、様式2の表紙については、正本にのみ添付することとし、副本には添付しないこと。
- ・提案は全ての内容について1案とし、A案、B案を示す等、二つ以上の案を提案しないこと。
- ・類似業務等の実績においては、公益社団法人びわこビジターズビューローおよび滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局の実績については除くこと。
- ・提案の内容はわかりやすいものとし、専門的な用語の乱用は避け、必要により用いる場合は極力、注釈等を入れること。
- ・オプションの企画等、併せて提出する見積書に費用が含まれないものについては提案書へ記載しないこと。

(3) 本業務に係る見積書

- ア 本業務に要する経費を記載した見積書を提出すること。本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とすること。なお、委託料の上限額は、実施要領「1-(4)」に記載しているので注意すること。
- イ 経費の内訳書を必ず添付すること。内訳は、できる限り詳細に記載すること。また、内訳の計算において、誤り等がないよう十分に確認すること。
- ウ 経費の合計見積額は消費税および地方消費税を含む額とすること。